

仕様書 見沼管理所照明取替工事

1 適用

この仕様書は、見沼管理所照明取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。

2 工事場所

本工事の工事場所は以下のとおりとする。

埼玉県久喜市菖蒲町上大崎 760

独立行政法人 水資源機構 見沼管理所

3 工事期間

本工事の工事期間は契約締結の翌日から 150 日間とする。

4 工事内容

照明設備 LED 化工事 86箇所

1) 既存設備の取り外し、撤去・処分及び LED 化照明機器の新設

2) 新設する LED 化照明機器の性能等

色：昼白色

調光：非対応

光源寿命：40,000 時間程度（光束維持率 85%）

3) 既存照明器具の規格は以下の通りである。

記号	名称	規格	単位	数量
①	埋込形 300 幅（1 階執務室他）	FRS4-402	台	23
②	埋込形 190 幅（2 階給湯室）	FRS4-401	台	1
③	キッチンライト（2 階給湯室他）	FBS2-151	台	2
④	直付形 150 幅（1 階書庫他）	FSS4-401	台	17
⑤	直付形 230 幅（1 階厨房）	FSS4-402	台	3
⑥	直付形 150 幅（1 階男子トイレ他）	FSS4-201	台	9
⑦	ベースライト スクエアタイプ 埋込穴□680（1 階ホール）	FCL30W×1 DL	台	3
⑧	ベースライト（1 階資材置き場）	FCL30W×1 CL	台	1
⑨	ベースライト 用途別 防雨・防湿形（1 階執務室）	FSS4MP-402	台	2
⑩	クラス 60 27K 一般型 MC DL φ150（1 階ポーチ）	IL60w DL	台	6
⑪	小型シーリングライト（仮眠室トイレ）	IL40w CL	台	1
⑫	20 形 防湿形 ブラケット（1 階男子トイレ他）	FBF 6 -201	台	4
⑬	シーリングライト ～6 畳用（1 階仮眠室）	FCL40w+30w C	台	1
⑭	和風ペンダントライト（～8 畳用）（1 階仮眠室）	FCL40w+30w C	台	1
⑮	インテリア照明 シーリング 小形シーリング（1 階仮眠室）	IL40w CL	台	1
⑯	インテリア照明 ブラケット 浴室灯（1 階仮眠室）	ISC4MP-60	台	2
⑰	シーリングライト（2 階仮眠室）	FL20w×3	台	2
⑱	ベースライト 直付形 笠付タイプ（R 階空調室他）	FSR1-401	台	4
⑲	エクステリアライト（1 階階段下）	ISC2-60	台	1
⑳	小型シーリングライト（1 階仮眠室トイレ前）		台	1
㉑	キッチン手元ライト（2 階給湯室）		台	1

(参考品番)

記号	名称	品番
①	LEDライトエディット形ベースライト 埋込形 300幅	MY-B44043/25/N AHTN
②	LEDライトエディット形ベースライト 埋込形 190幅	MY-B420432/N AHTN
③	キッチンライト	OL 291 127R1B
④	直付形 150幅	MY-V420432/N AHTN
⑤	LEDライトエディット形ベースライト 直付形 230幅	MY-V440433/N AHTN
⑥	LEDライトエディット形ベースライト 直付形 150幅	MY-V208432/N AHTN
⑦	ベースライト スクエアタイプ 埋込穴□680	XL501014P2B
⑧	ベースライト	XL501059R
⑨	LEDライトエディット形ベースライト 用途別 防雨・防湿形	MY-WV440531/N AHTN
⑩	クラス60 27K 一般型 MC DL φ150	EL-D05/3 (06227M)AHN
⑪	小型シーリングライト	OL 291 138R
⑫	20形 防湿形 ブラケット	FBF 6 -201
⑬	LEDシーリングライト ～6畳用	OX 9743LDRS
⑭	和風LEDペンダントライト(～8畳、昼白色)	OX 9722S
⑮	インテリア照明 シーリング 小形シーリング (LED電球付き)	EL-CE1700C
⑯	LED照明器具 インテリア照明 ブラケット 浴室灯 (LED電球付き)	EL-WCE1700C
⑰	シーリングライト	OL291017BCR
⑱	LEDライトエディット形ベースライト直付形 笠付タイプ	MY-H420430/N AHTN
⑲	エクステリアライト	OG254291R
⑳	小型シーリングライト	OL 291 136R
㉑	キッチン手元ライト	OB255165R

5 施工条件

(1) 施工場所は、以下のとおりである。

屋外

ポーチ

屋内

ホール、書庫、通路、階段、男子トイレ、女子トイレ、給湯室、仮眠室、空調室等

(2) 工事場所における作業日・作業時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。

(3) 施工にあたっては、既存施設に損傷を与えないよう適切な養生を行うものとする。

6 建設副産物等

本工事において発生する建設副産物は、関係法令に基づき適切に処分するものとする。

7 機材の品質等

本工事に使用する機材は、仕様書に規定するもの、又はこれらと同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、機構担当職員の承諾を得るものとする。

8 成果品

工事における施工前後の写真を報告書として提出するものとし、機構担当職員の確認を受けるものとする。

9 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

以 上